学校体育施設開放事業に係る利用団体に対する注意・遵守事項

注意事項

１　登録団体は、体育施設を使用するに当たり、運営委員会の指示に従うほか、県立学校体育施設開放利用許可証に記載された遵守事項を守らなければならない。

２　運営委員会は、登録団体が体育施設を使用するに当たり、次の各号に該当するときは、使用を取消し又は中止させることができる。

⑴　県立学校体育施設開放利用許可証に記された遵守事項に違反したとき。
⑵　営利目的での使用と認められるとき。
⑶　体育施設の管理運営上支障があると認められるとき。
⑷　その他、学校教育活動に支障があると認めるとき。

３　登録団体が体育施設を使用するに当たり、当該体育施設を損傷したときはその損害を賠償しなければならない。また、体育施設使用時における事故の責任の所在は、原則として登録団体が負うものとする。

４　登録団体は体育施設を利用するに当たり、スポーツ安全保険と同等以上の補償内容を有するスポーツ傷害保険に加入するものとする。

遵守事項

１　施設又は設備を汚損し、毀損し、又は亡失しないこと
２　指定された場所以外に立ち入らないこと
３　指定された場所以外の物を使用しないこと
４　騒音若しくは大声を発し、周辺住民に迷惑をかけないこと
５　ゴミの処理に当たっては利用者の責任で持ち帰ること
６　開放施設の利用が終了したら、原状に回復すること
７　敷地内での飲酒、喫煙はしないこと
８　車は指定された場所に駐車すること
９　ＡＥＤの設置場所及び緊急時の使用方法について理解しておくこと

※　その他、学校の状況に応じて、鍵の管理や使用施設（トイレ等）の記載をすることが好ましい。